

様式第1号（第3条関係）

滝沢市介護保険福祉用具購入費・住宅改修費受領委任受諾事業者届出書

年 月 日

滝沢市長 様

(申請者) 住所
 名称
 代表者氏名

印

滝沢市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任に関する取扱要綱第3条の規定に基づき、受領委任受諾事業者として届出します。

受領委任を受諾する事業の種類	1 福祉用具販売 2 住宅改修			
事業者	ふりがな			
	名称			
	住所			
	ふりがな			
	代表者氏名			
受領委任による給付費の口座振込み先	銀行 信用金庫 農協	本店(所) 支店(所) 出張所	種目	口座番号
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金	
			2 当座預金	
			3 その他	
	フリガナ			
	口座名義人			

滝沢市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任に関する確認書

滝沢市（以下「甲」という。）と事業者（以下「乙」という。）は、滝沢市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任に関する取扱要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づく受領委任について、以下のとおり確認する。

第1 乙は、次の各号の事項を遵守する。

- (1) 要綱第2条に規定する者（以下「対象者」という。）から、同第4条の規定に基づく申出を受け、受諾した場合には、滝沢市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費費用説明書（別紙1）又は滝沢市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費費用説明書（別紙2）を作成し、甲及び対象者に提出するとともに、誠実にこれを履行する。
- (2) 要綱第1条に規定する受領委任に関する事業の実施にあたっては、対象者を担当する介護支援専門員等と必要な連絡調整を行う。
- (3) 他の利用者との公平性を確保する。
- (4) 受領委任に関する事項を、第三者に譲渡又は委任してはならない。
- (5) 受領委任について、甲から指示があった場合には、誠意をもってこれに従う。
- (6) 対象者等との間で生じた諸問題に関しては、当事者間で協議し解決に努める。
- (7) 受領委任により知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

第2 甲は、乙が福祉用具の納入を完了し、又は住宅改修工事を完了し、対象者が自己負担金分の領収書等を添付し、甲に完了後の届出をした場合には、毎月10日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時は、その前日以前の日であって、10日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）までに当該届出をしたものについて、原則当該月の末日までに要綱第1条に規定する給付費を乙に支払う。

第3 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、受領委任を取り消すことができる。

- (1) 要綱第4条に規定する申請に不正があった場合。
- (2) 受領委任できない者からの申請であると判明したとき。
- (3) 乙が、受領委任に関する事業を誠実に履行できないと判断したとき。
- (4) 乙が、受領委任に関する甲の指示に正当な理由なく従わないと判断したとき。

第4 乙は、要綱第3条の規定により甲に提出した届出書の内容に変更がある場合、又は、乙の事業を廃止若しくは休止した場合には、速やかに甲に申し出る。

第5 この確認書に定めのない事項又はこの確認書に疑義が生じた場合には、甲、乙協議する。

平成 年 月 日

住 所 滝沢市中鶴飼55番地

甲

代表者 滝沢市長

印

住 所

乙 名 称

代表者

印

滝沢市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任に関する確認書

滝沢市（以下「甲」という。）と事業者（以下「乙」という。）は、滝沢市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任に関する取扱要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づく受領委任について、以下のとおり確認する。

第1 乙は、次の各号の事項を遵守する。

- (1) 要綱第2条に規定する者（以下「対象者」という。）から、同第4条の規定に基づく申出を受け、受諾した場合には、滝沢市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費費用説明書（別紙1）又は滝沢市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費費用説明書（別紙2）を作成し、甲及び対象者に提出するとともに、誠実にこれを履行する。
- (2) 要綱第1条に規定する受領委任に関する事業の実施にあたっては、対象者を担当する介護支援専門員等と必要な連絡調整を行う。
- (3) 他の利用者との公平性を確保する。
- (4) 受領委任に関する事項を、第三者に譲渡又は委任してはならない。
- (5) 受領委任について、甲から指示があった場合には、誠意をもってこれに従う。
- (6) 対象者等との間で生じた諸問題に関しては、当事者間で協議し解決に努める。
- (7) 受領委任により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

第2 甲は、乙が福祉用具の納入を完了し、又は住宅改修工事を完了し、対象者が自己負担金分の領収書等を添付し、甲に完了後の届出をした場合には、毎月10日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時は、その前日以前の日であって、10日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）までに当該届出をしたものについて、原則当該月の末日までに要綱第1条に規定する給付費を乙に支払う。

第3 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、受領委任を取り消すことができる。

- (1) 要綱第4条に規定する申請に不正があった場合。
- (2) 受領委任できない者からの申請であると判明したとき。
- (3) 乙が、受領委任に関する事業を誠実に履行できないと判断したとき。
- (4) 乙が、受領委任に関する甲の指示に正当な理由なく従わないと判断したとき。

第4 乙は、要綱第3条の規定により甲に提出した届出書の内容に変更がある場合、又は、乙の事業を廃止若しくは休止した場合には、速やかに甲に申し出る。

第5 この確認書に定めのない事項又はこの確認書に疑義が生じた場合には、甲、乙協議する。

平成 年 月 日

住 所 滝沢市中鵜飼55番地

甲

代表者 滝沢市長

印

住 所

乙 名 称

代表者

印